

新 旧 対

高知県都市計画法施行細則（抜粋）

（法第 4 条第12項に該当する開発行為）

第 3 条 法第 4 条第12項に規定する土地の区画形質の変更に該当し、開発行為となる行為は、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する場合とする。

（1） 略

（2） 切土、盛土又はそのいずれも（以下この号において「盛土等」という。）によって地盤高を従前と50センチメートル以上変更する場合。ただし、地盤高の変更が1メートル以内であつて、かつ、次の表の左欄に掲げる開発面積の区分ごとに盛土等を行う面積が同表の右欄の面積である場合は、この限りでない。

| 開 発 面 積                      | 左のうち50センチメートル以上の盛土等を行う部分の面積 |
|------------------------------|-----------------------------|
| 200平方メートル以内の場合               | 10平方メートル以内                  |
| 200平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合 | 敷地面積の5パーセント以内               |
| 1,000平方メートルを超える場合            | 50平方メートル以内                  |

（3）・（4） 略

（申請者の資力及び信用並びに工事施行者の能力に関する申告書

照 表  
旧

高知県都市計画法施行細則（抜粋）

（法第 4 条第12項に該当する開発行為）

第 3 条 法第 4 条第12項に規定する土地の区画形質の変更に該当し、開発行為となる行為は、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する場合とする。

（1） 略

（2） 切土、盛土又はそのいずれも（この号において「盛土等」という。）によって地盤高を従前と50センチメートル以上変更する場合。ただし、地盤高の変更が1メートル以内であつて、かつ、次の表の左欄に掲げる開発面積の区分ごとに盛土等を行う面積が同表の右欄の面積である場合は、この限りでない。

| 開 発 面 積                      | 左のうち50センチメートルを超える盛土等を行う部分の面積 |
|------------------------------|------------------------------|
| 200平方メートル以内の場合               | 10平方メートル以内                   |
| 200平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合 | 敷地面積の5パーセント以内                |
| 1,000平方メートルを超える場合            | 50平方メートル以内                   |

（3）・（4） 略

（申請者の資力及び信用並びに工事施行者の能力に関する申告書

等の提出)

第8条 法第33条第1項第12号に規定する申請者の資力及び信用並びに同項第13号に規定する工事施行者の能力について、当該申請者は別記第5号様式による申告書及び別記第5号様式の2による誓約書を、当該工事施行者は別記第5号様式による申告書を知事に提出しなければならない。この場合において、当該申請者が法人の場合は、役員名簿を添付しなければならない。

の提出)

第8条 法第33条第1項第12号及び第13号に規定する申請者の資力及び信用並びに工事施行者の能力について、当該申請者及び工事施行者は、別記第5号様式による申告書を知事に提出しなければならない。